

主な指摘事項【介護老人福祉施設】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・事業の目的及び運営の方針について記載すること ・従業者の職務の内容について記載すること ・ユニットごとの入居定員について記載すること。 ・利用料金に係る利用者負担割合の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・記録の保存期間が2年間となっているため、完結の日から5年間とすること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。	4件
運営	介護	褥瘡の発生を予防するための体制を整備すること。	3件
運営	食事	・定期的に関々人の身体の状態、栄養状態等を把握(アセスメント)すること。 ・利用者個々人の身体状況、栄養状態から適切な給与栄養目標量を設定すること。 また、年1回以上見直しを行い、適切に栄養計画を行うこと。	1件
運営	栄養管理	・初回の栄養ケア計画書作成について、施設全体で実務の手順を整理し、スクリーニング、アセスメント、栄養ケア計画書原案作成、多職種による会議の実施、栄養ケア計画書完成、入所者または家族への説明、栄養ケア計画内容実施の順とすること。 ・以下の内容について、基本報酬としては令和6年3月31日まで経過措置期間となっているが、早急に整備すること。 ①定期的に個々人の身体の状態、栄養状態等を把握(アセスメント)すること。 ②利用者個々人の身体状況、栄養状態から適切な給与栄養目標量を設定すること。 また、年1回以上見直しを行い、適切に栄養計画を行うこと。 ③入所者全員に栄養ケア・マネジメントを実施する体制整備を行うこと。 ④利用者の入所後1週間以内に栄養スクリーニングを実施すること。 ⑤栄養ケア計画書初回作成時及び変更時の多職種で会議を実施した記録を残すこと。 ⑥入所者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が栄養管理を行うこと。 ⑦モニタリング評価を実施すること。 ⑧月1回の体重測定結果は別紙様式4-1に記載し、低栄養状態リスクに応じて適切にモニタリング評価を行うこと。	2件
運営	食事・栄養管理	・給与栄養量は正しく評価し、給与栄養量及び食品構成表の過不足について確認すること。 ・医師は栄養ケア計画の実施にあたり、その同意等を確認すること。 また、当該確認について同計画へ記録を残すこと。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要のため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。 ・記録の保存期間が完結の日から2年間となっているため、完結の日から5年間とすること。	2件

計13件